

釧路市通学路における安全確保のための基本方針 (釧路市通学路安全プログラム)

(平成 26 年 8 月 1 日 釧路市通学路安全対策連絡協議会決定)
(平成 29 年 11 月 27 日 釧路市通学路安全対策連絡協議会決定)
(平成 30 年 11 月 28 日 釧路市通学路安全対策連絡協議会決定)
(令和 3 年 9 月 9 日 釧路市通学路安全対策連絡協議会決定)

1 趣旨

平成 24 年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 7 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議するなどして対応を行ってきたところであるが、引き続き、市内の通学路の安全確保に向けた継続的な取組を行うとともに、平成 30 年 6 月 22 日に策定された「登下校防犯プラン」に基づき、従来の交通安全に加えて、防犯・防災の観点の取組を、小学校を中心に、関係機関と連携して行うため、「釧路市通学路安全確保のための基本方針(釧路市通学路安全プログラム)」(以下「本方針」という。)を定める。

2 各小学校の取組

(1) 交通安全教育の推進

家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通して、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について心身の発達段階や地域の実情に応じて指導を行い、自身の身の安全について、児童自ら考える力を育てる。

(2) 通学路の安全確保

学校の所在する地域の事情を十分考慮して児童の通学路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じて道路管理者、警察等と共同して、定期に通学路の安全点検を実施するなどして、安全を確保することとする。

なお、連絡協議会は、学校点検報告に対策必要箇所があった場合は、下記 5 により、具体的な対策を行う。

3 地区の設定

本方針の取組を効果的に実施するため、市内 25 の小学校及び 1 の義務教育学校を、立地場所、道路事情等を考慮し、学校同士が課題を共有しながら取り組むことができるよう、次のとおり 6 つの地区に分ける。

(1) 釧路東部東地区 (4 校)

桜が丘小学校、朝陽小学校、東雲小学校、興津小学校

(2) 釧路東部西地区 (6 校)

釧路小学校、城山小学校、湖畔小学校、清明小学校、武佐小学校、中央小学校

(3) 釧路中部地区 (6 校)

共栄小学校、青葉小学校、光陽小学校、愛国小学校、美原小学校、芦野小学校

(4) 釧路西部地区 (7 校)

鳥取小学校、新陽小学校、大楽毛小学校、鳥取西小学校、昭和小学校、鶴野小学校、山花小学校

(5) 阿寒地区 (2 校)

阿寒小学校 阿寒湖義務教育学校

(6) 音別地区 (1 校)

音別小学校

4 合同点検の実施

(1) 定期的な合同点検

ア 実施時期等

上記 3 の(1)から(4)の地区においては、毎年度、通常期 (5 月から 8 月までの間) 1 回及び冬期 (12 月から 3 月までの間) 1 回実施することとし、(5)及び(6)の地区においては、通学路に大きな変化がある等、学校が必要があると認めた場合に実施する。

イ 実施方法

上記3の地区内において、教育委員会が選定する児童安全対策推進校の通学路において合同点検を実施する。

実施にあたって、合同点検実施校（以下「実施校」という。）は、実施日の14日前までに、「合同点検実施計画書」（別記1号様式）（以下「計画書」という。）を作成し、連絡協議会委員長に提出する。

なお、連絡協議会委員長から、計画書の修正等を求められた場合は、実施校は速やかに修正等を行い、再提出する。

ウ 実施体制

実施校は、学校教職員のほか、必要に応じて、保護者、道路管理者、警察、町内会、地域の見守り隊等が参加する体制を整えて、合同点検を実施する。

エ 実施後の報告

実施校は、合同点検の実施後速やかに、「合同点検実施報告書」（別記2号様式）（以下「報告書」という。）を作成し、連絡協議会委員長に提出する。

報告書の提出後、連絡協議会は、合同点検の実施状況等の説明を受けるため、実施校の代表者を連絡協議会の会議に参加させることができる。

オ 連絡協議会における重点課題等

連絡協議会は、効率的・効果的に合同点検を行うため、交通事故の発生状況や文部科学省交通安全業務計画等、登下校防犯プラン、関係する計画等を勘案して、重点課題を提示することができる。

実施校は重点課題に基づいた合同点検を実施する。

カ 合同点検の中止又は延期

連絡協議会は、特段の事情があると判断した場合、合同点検の中止等を決定できる。

(2) 緊急的な合同点検

連絡協議会は、上記アの合同点検の実施にかかわらず、合同点検の実施が必要と認められる上記3の地区の学校に対し、緊急的な合同点検の実施を指示できる。

実施の指示があった地区は、上記(1)のイ、ウ、エにより、合同点検を実施する。また、必要に応じて、連絡協議会が合同点検を実施することができる。

5 通学路の安全確保の方針

(1) 対策の検討

連絡協議会は、報告を受けた合同点検等の結果について協議を行った結果、対策が必要と判断した箇所について、箇所毎に、歩道等の歩行空間の確保や防護柵の設置などハード対策、交通規制や交通安全教育などソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な対策を検討する。

(2) 対策の実施

連絡協議会は、具体的な対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

(3) 対策効果の把握

連絡協議会は、合同点検の結果に基づく具体的な対策実施後の箇所等については、対策箇所毎に、実際に期待した効果が上がっているのか、効果を確認する手法を検討した上で、対策の効果の把握に努める。

(4) 対策の改善・充実

連絡協議会は、具体的な対策の実施後、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図る。

6 公表等

連絡協議会は、2の(2)による学校点検報告やその対策内容、3の地区による合同点検の報告書の内容やその対策内容について、市民、関係者間で認識を共有するために、学校毎の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、釧路市ホームページ等で公表する。

7 その他

本方針に定めるもののほか、その他必要な事項は、連絡協議会が定める。

附 則

この方針は、決定の日から施行する。